



議案第一号

三朝町官住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例について

三朝町官住宅使用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十年一月十一日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四十年一月十一日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町管住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町管住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町）の一部を次のように改正する

第一条中「地方自治法第二百二十条」を「地方自治法第二百二十五条」に改める

第二条第三号の次に次の号を加える

四 昭和三十九年度建設 第一種住宅 月額 参千貳百円

第二種住宅 月額 貳千貳百円

附 則

この条例は公布の日より施行し、昭和四十年一月一日から適用する